



「いきいきサロン」の参加者

公益的な活動としての法人後見の実践

美芳会「静岡県富士市」の試み

認知症や障害などにより判断能力が不十分な人を支援するために、成年後見制度がある。家庭裁判所が選任する成年後見人として、本人の親族以外にも、社会福祉士等の福祉専門職や公益法人等が選任されるケースがある。多様な専門職を複数擁する社会福祉法人が法人後見人を受任し、財産管理や身上監護に継続的な役割を担っている取り組みを報告する。

福祉サービスと成年後見制度

利用者福祉施設が福祉サービス利用契約を結ぶ際に、利用者が認知症や知的障害・精神障害により判断能力が不十分なため、「成年後見人」等が選任されていることがある。後見人と利用契約を結んだ経験をもつ社会福祉法人もあると思われる。

2000（平成12）年の介護保険制度導入により、福祉サービスの利用が利用者サービス提供者間の契約による方法に変わった。ところが、認知症高齢者は契約当事者としての判断能力が不十分なことがあり、それを法的に支援・保護する制度として成年後見制度がある。

後見人の選任は、本人や配偶者、

4親等以内の親族のほか、市区町村長からの申立てにより、家庭裁判所が選任するものと、現時点では判断能力を備えている本人が将来に備えてあらかじめ後見人を選任しておく任意後見制度がある。

成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）と本人の関係をみると、家族や親族が約5割である一方、親族以外の第三者の場合も約5割となっており、その多くは弁護士や司法書士が占めているが、社会福祉士も約9%選任されている。主に財産管理などの場合は法律の専門家が、生活や療養看護に関する事務・入所契約などの身上監護の場合は社会福祉士等の福祉専門職が選任される傾向がある。

法人として 成年後見人を受任

法人の特養「すどの杜」次長は、日本社会福祉士会の成年後見支援センター「ばあとなあ」の静岡県委員長として活動するかたわら、個人としても成年後見人等を受任している。同じく社会福祉士である理事長も成年後見人等を受任しており、あわせて受任件数は20件以上にのぼる。

2001（平成13）年には、「富士圏域成年後見制度関係者連絡会」が結成され、家庭裁判所の裁判官等、行政担当課、弁護士、司法書士、社会福祉士、相談機関、精神科医、障害の当事者団体等が

参加し、地域での成年後見に関する現状を共有してきた。これにより、行政の成年後見制度への理解も深まり、調整等がスムーズに行えるようになった。

しかし、個人による受任の限界を感じるとともに、第三者の後見人の不足が予見されることから、法人後見を視野に入れた研究を始めることとした。

法人後見の取り組み開始

2009（平成21）年に、法人の公益事業として「成年後見人等受任事業」を定款に加え、その取り組みを始めた。

法人後見のメリットは、若年の被後見人でも長期間の後見活動が可能であり、課題に対し複数の視点から適切な対応を選択することができることである。複数人で対応することにより、牽制体制を築くこともできる。また、難しい事例であっても、後見人の役割を職員同士が十分に協議・検討しながら

社会福祉法人美芳会

古くからの集落のなかに 開設した高齢者施設

静岡県東部で、南に駿河湾、北に富士山を望む富士市は岳南地域とも呼ばれる。人口は静岡県第3位。富士山の豊富な伏流水に恵まれ、戦前から製紙工場が集積した町として知られたが、近年は製紙関連事業所の減少が進んでいる。

一方で、東海道線・東海道新幹線、国道1号・東名高速道路が市内を東西に横断しており、物流に便利な立地を生かし、自動車関連産業や輸送機器産業が、富士市の産業を支えている。そのため、生産年齢人口の割合が比較的高く、年少人口の減少と高齢者人口の増加は緩やかで、高齢化率は24・1%と全国平均を下回っている。

富士市東部で、三島と静岡を結ぶ街道沿いの須津（すど）地区は、古くからの農村集落で、稲作、茶とミカン栽培が行われてきた。

1992（平成4）年に、同地区の町会長を務めていた大塚芳礼（よしゆき）は、富士市役所の担当者から高齢者施設建設に協力を求められた。当時は、市内4か所

に高齢者施設があったが、須津地区を含む市東部は空白地域であり、市の担当者から施設の必要性を説かれた。

長兄を戦争で失った大塚芳礼は、次男でありながら家督を継いだことから、相続した財産で地域社会に貢献できるならと考え、所有する土地のなから千坪（約3300㎡）を用意して、福祉事業に取り組み決意をした。

こうして、1996（平成8）年に社会福祉法人美芳会を設立し、古くからの集落のなかに特養「すどの杜」を開設。デイサービス



理事長
大塚 芳正



周辺の景観にマッチした特養「すどの杜」外観

社会福祉士の専門性を 生かした成年後見

公益的な活動としての 法人後見の取り組み

ら対応を行うことができる。

さらに、社会福祉法人の公益的な活動のひとつとして取り組むため、後見報酬についても金額によらずに受任でき、財産のない方の後見についても、法人経営に影響を及ぼさない範囲で対応できる。

【事例】

寝たきりで意思表示がほぼできない要介護4の70歳代のAさんと配偶者は、ともに介護サービスを利用しているが、利用料の滞納があり、介護事業所から地域包括支援センターに相談依頼があった。地域包括支援センターでは、Aさんの子ども夫婦とひ孫による経済的虐待を認定し、成年後見制度の利用を勧め、申し立て支援を行った。

個人の第三者後見人が選任されたが、Aさん家族との対立が激化し、後見人を辞任する事態となり、家庭裁判所が当法人を後見人として選任した。

後見活動を開始した直後にAさんの様態が急変し死亡したため、後見活動は終了した。

地域包括ケアシステムへの 寄与

後見監督人を法人として受託する場合、被後見人とその家族の生活の組み立てを支援することが、実質的な活動となる場合がある。この生活組み立て支援は、生活困窮者自立支援法がめざす方向とも一致する。

また、法人後見活動には、他の福祉サービス事業者、医療従事者、弁護士や司法書士、行政担当課など、関係機関とのネットワーク構築が必要であり、ネットワークづくりは地域包括ケアシステムのめざすものと重なる部分でもある。

2006（平成18）年には、地域包括支援センターが設置され、その事業内容に総合相談支援事業や権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等が定められ、成年後見制度の活用促進等のために相談窓口の開設が求められることとなった。地域包括支援センター業務を受託している法人にとっては、地域包括ケアと法人後見活動の取り組みは両立しやすい組み合わせと考えられる。

ストホームヘルプサービス、そして在宅介護支援センターもスタートした。

在宅介護を積極的に展開

1999（平成11）年には、駿河湾沿いの元吉原地区に、デイサービスセンター「はまかぜ」を開設し、在宅介護支援センタ



元吉原 デイサービスセンター「はまかぜ」外観



ーを開始した。

また「すどの杜」と「はまかぜ」の両施設では、認知症対応型デイサービスを開始した。利用者の認知機能への働きかけや機能訓練を行うことで、心身機能の維持を図る取り組みを行っている。

さらに、「すどの杜」では、「生きがいデイサービス」として、元気な高齢者が楽しみながら介護予防できる「みちくさくらぶ」の取り組みを行っている。

介護予防運動、脳トレニングをはじめ、趣味や創作活動などを通じて、利用者同士の交流を図る場にもなっている。



高齢者宅への配食サービス

「体験型介護講座」 地域の介護力を高める

成年後見人は、家庭裁判所の審判で選任されるので、後見人として適切に活動できる意志と能力をもつものと、家庭裁判所に認められる必要がある。単独の法人が家庭裁判所から認められるのはなかなか難しく、県経営協などの団体が、後見人受任候補者として名簿登録して提出する方法等も考えていく必要がある。権利擁護を推進する業界団体としても、こうした行動は必要である。

また、権利擁護の観点から、法人後見を受任している法人施設に入所が必要になると、法人後見を辞退するか、他の施設の入所を選択するなど、利害調整が必要である。



地域包括支援センターでの相談風景

法人後見の取り組みを推進するために

法人後見は地味な活動ではあるが、社会福祉士を擁する社会福祉法人であれば、法人規模の大小を問わずに取り組める公益的な活動で、社会福祉法人の在り方が問われる今、選択肢のひとつとして検討する価値があると考えられる。

「体験型介護講座」の開催

地域の介護力アップと介護分野への就労促進を兼ねて、地域住民を対象に「体験型介護講座」を昨年度、6回開催した。

「すどの杜」の地域交流室を会場に、介護の知識・技術の講義、福祉分野以外から介護職員となった職員の就職体験談など、介護の仕事の魅力を伝える内容である。参加者が入浴介助や、食事介助、



介護講座で食事介助を体験

食の自立支援事業

2か所の在宅介護支援センターでは、地域の高齢者に栄養バランスのよい温かな昼食を届ける配食サービスを実施し、利用者の疾病や身体状態に配慮した食事内容で提供している。

配食利用者は、両地区併せて200名を超えており、とくに独居高齢者が半数以上を占めていて、配食による安否確認も兼ねた事業である。

在宅高齢者の引きこもり防止と介護予防の取り組み

高齢者が外出せずに、自宅に引きこもり状態となり、他人との交流が減少することを防止する。併せて、運動不足からの身体機能低下を防止する目的で、介護予防を

下を防止する目的で、介護予防を目的に「転ばん教室」を両施設のデイサービスで、法人の作業療法士などが開催している。

3か月間のコースでは、健康チェック、軽いストレッチ、筋力向上運動などを通して、自宅でも運動を続ける習慣を身につけさせ、身体機能の維持を図っている。

また、特養「すどの杜」では、口腔ケアの「歯つらつ健口教室」を法人の歯科衛生士が講師となり開催。参加者に対して、口腔ケアの個別相談と指導を行っている。なかでも、加齢による嚥下機能低下を防止する嚥下体操は、発音が明瞭になる効果もあり、参加者からも好評を得ている。



介護予防「転ばん教室」の様子



「歯つらつ健口教室」の参加者



入浴介助を体験する参加者

機能訓練など、実際に自分で体験する講座となっている。

家族の介護のために学ぶ人や、介護に関心をもたなかったが、講座を体験したことで、介護の仕事に興味をもち就労を希望する人も現れ、地域の介護力向上に効果を上げている。

市内特養3施設の合同研修開催

美芳会では、特養「すどの杜」と、富士市西部にある社会福祉法人岳陽会の特養「岩本園」、沼津市の社会福祉法人信愛会が富士市北部で運営する特養「天間荘」の3施設で、高齢者介護施設職員との合同研修会を開催している。

これまでの主な研修内容は、認



3施設合同研修の様子

知症ケア、感染症予防、リスクマネジメントなど、介護に関連する講義を中心に研修を実施してきた。また、外部講師を招いて「ディズニーマジック・感動を呼ぶサービス」など、サービス提供に関するテーマも随時取り上げてきた。座学での講習は一巡した段階で、今後は各セクションでのグループワークなど、実践的な内容への展開も検討していきたいとしている。

これまでは、介護職員の合同研修として3施設が連携して活動してきたが、この連携をベースに新たな取り組みに発展する可能性を秘めている。



「いきいきサロン」に向いた職員と参加者の談笑風景

ボランティアとの協働

地域の学生をはじめ、各ボランティア団体から、さまざまなサポートを受けており、各施設でのイベントの際には場を盛り上げる力にもなっている。

また、公民館などで毎月開催されている「いきいきサロン」には、各サロン主催者のボランティアと密接な連絡のもと、健康情報などテーマに適した職員を派遣し、施設のもつ専門性を生かした地域交流を実施している。

また、地域の医療・介護分野の専門学校や大学からの実習生を受け入れ、地域交流を図っている。

今後の事業展開

本年9月には、市内北部の富士見台地区に、地域密着型小規模特養「風の杜」を開設し、ショートステイ事業、デイサービス事業、居宅介護支援事業を順次開始していく。

また、市の養護老人ホームの建て替え移転を機に、その運営受託も決定している。

さらに、特養「すどの杜」に隣接する民家を法人が所有しており、来年度から児童クラブ主催者によるスペースを活用してもらうことで、施設の高齢者との世代間交流の第一歩として考えている。

【法人の概要】

法人名…社会福祉法人 美芳会
理事長…大塚 芳正
本部住所…静岡県富士市増川510-1
事業内容…

- 特別養護老人ホーム「すどの杜」
- ・すどショートステイ事業所
- ・すど在宅介護支援センター
- ・すどデイサービスセンター
- ・すどの杜ホームヘルプサービス
- ・配食サービス

- 元吉原デイサービスセンターはまかせ
- ・元吉原在宅介護支援センターはまかせ
- ・配食サービス

- 地域密着型小規模特養「風の杜」(2014年9月開所)

- 成年後見人等受任事業
- 富士市東部地域包括支援センター